

社会福祉法人 玉城町社会福祉協議会  
備品貸出事業要綱（車いすは除く）

（目的）

第1条 自治区や子供会、各団体の集まりなど町内でのコミュニケーションの場を開催するにあたり、その活動が行いやすい環境を整備、支援することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用者）

第2条 使用者は、次の各号にすべて該当する者とする。

- （1）玉城町在住者
- （2）玉城町在勤者
- （3）玉城町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会員で、その分類は別紙「玉城町社協会員貸出物品リスト」によるものとする。

2 ただし、本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認める者はその限りでない。

（使用の申請）

第3条 使用許可を受けようとする者は、備品等借用許可申請者を会長に提出しなければならない。

2 申請については、本会事務局の営業時間内とする。

月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く） 8：30～17：30

（使用期間）

第4条 使用期間は原則1週間とし、理由によっては延長することが出来る。

（使用料）

第5条 使用料は原則無料とする。

（故障及び故障に伴う賠償）

第6条 使用により生じた事故等については使用者の責任とする。

2 使用により故障等生じた場合の修理代等すべての費用は、使用者の責任とする。

（衛生管理）

第7条 使用中、使用後の衛生管理については使用者の負担とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。